



# ひとり親家庭の支援

## 手当・医療費等

### ≫ 児童扶養手当

**問** 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

死別、離別など、下記の対象者にあてはまり、自立に向けて努力している方に児童扶養手当が支給されます。

#### 対象者

次の理由にあてはまる児童を扶養している母、父または養育者が受給できます。

- 父母が婚姻を解消したとき
- 父または母が死別したとき
- 父または母に重度の障がいがあるとき
- 父または母が1年以上生死不明のとき
- 父または母が1年以上遺棄しているとき
- 父または母が裁判所からDV保護命令を受けたとき
- 父または母が1年以上拘禁されているとき
- 母が未婚で出産したとき
- 父母がいるかいないかが明らかでないとき

#### 内容

児童が18歳到達後、最初の3月31日までの支給です(ただし、児童に中程度以上の障がいがある場合は20歳未満まで)。なお、請求者または扶養義務者の所得が一定以上ある場合は支給されません。

### ≫ ひとり親家庭医療費助成

**問** 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

18歳到達後の最初の3月31日までの児童を養育しているひとり親家庭(父子家庭、母子家庭等)の養育者とその児童(\*所得制限あり)。

#### 内容

通院及び入院でかかった保険適用の医療費(入院時食事療養費を含む)が対象となります

(入院時食事療養費については、別に還付申請が必要となります)。

大阪府内の医療機関にかかるときは、マイナ保険証等とひとり親家庭医療証と一緒に医療機関の窓口にて提示してください(一部自己負担があります)。

なお、健康保険の適用外の費用については、全額自己負担となります(診断書代、薬の容器代、差額ベッド代など)。

### ≫ 養育費確保支援補助金

#### ▶ 1. 公正証書等作成費用支援補助金

#### 対象者

次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父

- ・児童扶養手当の支給を受けている、又は、ひとり親家庭医療の対象となる者
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している者
- ・養育費の取決めに係る経費を負担した者
- ・過去に同一の児童を対象として、作成費用支援補助金を交付されていない者(同趣旨の補助金等を他の地方公共団体から交付されている者を除く。)

#### 内容

- 養育費の取決めに要する経費(上限3万円)
  - ・公証手数料令(平成5年政令第224号)に定められた公証人が受け取る手数料(養育費の取決めに係るものに限る。)
  - ・家庭裁判所の調停申立て及び裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類取得費用並びに連絡用の郵便切手代
- ※公正証書を作成した日の翌日から6ヶ月以内に申請が必要です。

## ▶ 2.保証料支援補助金

### 対象者

次のすべての要件を満たす母子家庭の母または父子家庭の父

- ・児童扶養手当の支給を受けている、又は、ひとり親家庭医療の対象となる者
- ・養育費の取決めに係る債務名義を有している者
- ・養育費の取決めの対象となる20歳未満の児童を現に扶養している者
- ・保証会社と1年以上の養育費保証契約を締結している者
- ・過去に同一の児童を対象として、保証料支援補助金を交付されていない者  
(同趣旨の補助金等を他の地方公共団体から交付されている者を除く。)

### 内容

保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な経費のうち、保証料として本人が負担する費用(上限5万円)

※養育費保証契約を締結した日の翌日から6ヶ月以内に申請が必要です。

## ▶▶ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

問 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

### 対象者

- ①母子家庭の母および児童
- ②父子家庭の父および児童
- ③寡婦(扶養する子のいない場合は前年(または前々年)の所得が203万6千円以下の人)
- ④父母のいない児童(20歳未満)など

### 内容

母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦等の経済的自立を図るため(こどもの修学や就学支度、親自身の技能習得など)に資金を貸し付ける制度です。必ずご本人自身でご相談、申請等を行ってください。資金の種類によって、貸付条件・必要書類が異なります。

## ▶▶ 自立支援教育訓練給付金

問 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

### 対象者

ひとり親家庭の父または母で、次のすべての要件を満たしている方

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けていること
- ②過去に本事業による教育訓練給付金の支給を受けていないこと

### 内容

自立支援教育訓練給付金事業の対象となる講座を受講した場合、受講後に講座受講料の6割相当額(12,001円~200,000円)を支給する制度です。受講前の申請が必要です。また、雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格がある場合は、上記の支給金額から一般教育訓練給付金を差し引いた額を支給します。

## ▶▶ 高等職業訓練促進給付金

問 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

### 対象者

ひとり親家庭の父または母で、次のすべての要件を満たしている方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること
- ②養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること(通信教育(原則)および一般教養課程のある大学・短大は対象外)
- ③仕事または育児と修業の両立が困難であると認められる方

### 内容

ひとり親家庭の父または母の就職に有利な資格の取得を促進し、生活の負担の軽減を図るため、受講期間の一定期間(上限あり)について、高等職業訓練促進給付金を支給します。受講前にご相談ください。

●支給対象となる資格の例

- 看護師(准看護師含む)
- 介護福祉士
- 保育士
- 理学療法士
- 作業療法士 等

## 相談支援

### 》ひとり親家庭相談

問 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

配偶者と死別・離別などしたひとり親・寡婦家庭の人に自立していただくため、生活・就職・育児などの相談および就学・就業・生業・生活・住居などの資金貸付と指導を行っています。

## 生活の支援

### 》JR通勤定期乗車券特別割引

問 子育て応援課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

児童扶養手当受給世帯

#### 内容

JR通勤定期乗車券が3割引になります。制度を利用しようとする方は、あらかじめ子育て応援課にご相談ください。

### 》水道料金・下水道使用料の減免

問 水道課 ☎0725-33-1131(代表)

#### 対象者

ひとり親家庭医療証の交付を受けている世帯。(対象外:市民税課税世帯、生活保護世帯)

#### 内容

- ・水道料金…1か月あたり定額329円(消費税含まず)を減免します。
- ・下水道使用料…1か月あたり上限600円(消費税含まず)を減免します。

## 就学の支援

### 》小中学生への就学援助

問 指導課 ☎0725-33-1131(代表)

経済的な理由で、公立小中学校への就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費などの費用の一部を援助します。なお、申請日など詳しくは、「広報いずみおおつ」でお知らせします。

### 》小中学生への特別支援教育就学奨励費

問 指導課 ☎0725-33-1131(代表)

市内の小・中学校に在籍し、心身に障がいのある児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、児童生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、学習にかかる学用品費・通学用品費などの一部を援助します。なお、申請日など詳しくは、「広報いずみおおつ」でお知らせします。

## なかまわけのクイズ

もんだい ちがうなかまをさがしてみよう!



1



2



3



4



5

(1から)5まで